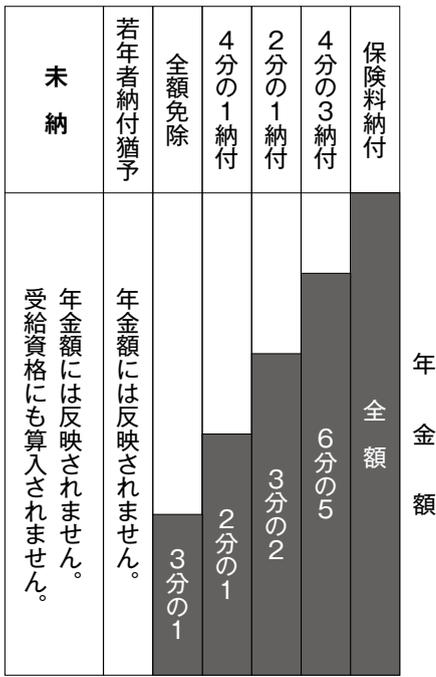


国民年金だより



保険料免除等を受けた期間の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除・一部納付・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額を計算するときには、左図のとおり減額または反映されないこととなっています。



年金受給資格期間に算入されます。

10年以内であればさかのぼって納付すること(追納)ができますので、将来受け取る

*一部納付は一部の保険料を納めないと未納の取り扱いになります。お得な制度です。必ず納めてください。

追納額(平成18年度・月額)

追納期間	平成※8年度分	平成9年度分	平成10年度分	平成11年度分	平成12年度分	平成13年度分	平成14年度分	平成15年度分	平成16年度分	平成17年度分
全額免除	16,480円	16,260円	16,010円	15,400円	14,800円	14,230円	13,690円	13,490円	13,300円	13,580円
半額免除	-	-	-	-	-	-	6,840円	6,740円	6,650円	6,790円

※追納できるのは10年以内の分のみに なります。



ねんきん標語・イラストコンクールの作品募集

中学・高校生対象

年金教育の1つとして、次世代を担う県内の中学校・高等学校に在籍する生徒を対象に実施します。応募は標語・イラスト・PCイラストの3部門。標語には「ねんきん」もしくは「年金」を入れてください。イラストおよびPCイラストについては、「年金は世代と世代の支え合い」「年金でつくる明るい未来」または「家族と年金」をテーマに表現してください。

募集期間は、11月30日までとなっています。応募については学校配布済みのハガキをご利用ください。



10月 休日・時間外の年金相談のお知らせ

○年金相談の受付時間延長
10月10日(火)は、県内4つの社会保険事務所、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日
10月14日(土)は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

